■ 運輸安全マネジメント ■

平成30年4月1日 旭川中央交通株式会社 代表取締役社長 柏葉 健一

旭川中央交通株式会社 事故統計

自動車事故報告規則(運輸省令第104号)第2条に規定された事故件数 (平成29年4月1日以降平成30年3月31日までの事故件数)

自動車が転覆し、転落し、火災(積載品目の火災を含む)を起こし、又は、踏み切りにおいて鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に揚げる障害を受けた者をいう。)を生じたもの	0件
自動車に積載された次に揚げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの ・消防法第2条第7項に規定する危険物 ・火薬取締法第2条第1項に規定する火薬類 ・高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス ・原子力基本法第3条第2項に規定する核燃料物質及びそれらによって汚染された物 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物 ・シアン化ナトリウム又は毒素及び劇物取締法施行令別表第2に揚げる毒物又は劇物 ・道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する可燃物	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操縦装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償施行令第5条4号に揚げる傷害を生じたもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に揚げる装置を言う)の故障により、自動車の運行ができなくなったもの	0件
前各号に揚げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件

以上は、国土交通省告示第1817号により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定、及び旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する 指針第56条2項に基づき、公表したものです。